同じ。）の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書の写し並びに当該経営力向上計画（同法第十四条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に従つて行われる同法第二条第十項に規定する経営力向上に係る事業の実施状況につき経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類（当該経営力向上が行われたことが当該経営力向上計画に記載された指標（経済産業大臣が認めるものに限る。）の値により確認できるものに限る。）を確定申告書に添付することにより証明がされた当該中小事業者とする。

第五条の十二に次の四項を加える。

3　施行令第五条の六の四第十五項第一号イに規定する財務省令で定める費用は、同号に規定する教育訓練等（以下この条において「教育訓練等」という。）のために同号イに規定する講師又は指導者（以下この項において「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）のうち個人（同号に規定する個人をいう。以下この項において同じ。）が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該個人の使用人である者を除く。）に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するものとする。

4　施行令第五条の六の四第十五項第一号ロに規定する財務省令で定める費用は、コンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。）とする。

5　施行令第五条の六の四第十五項第三号に規定する財務省令で定める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。

6　施行令第五条の六の四第十六項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五の四第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第一項第三号に規定する教育訓練費の額及びその年における同条第三項第十号に規定する比較教育訓練費の額又は同項第十一号に規定する中小企業比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　施行令第五条の六の四第十五項各号に定める費用に係る教育訓練等の実施時期

二　当該教育訓練等の内容

三　当該教育訓練等の対象となる法第十条の五の四第三項第一号に規定する国内雇用者の氏名

四　その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称

第五条の十六を削る。

第五条の十七中「第六条の七」を「第六条の六」に、「第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に改め、同条を第五条の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第五条の十七　施行令第六条の七第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、滑り台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用の構築物で、幼児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四条第一項第二号に掲げる幼児をいう。次項において同じ。）に使用させるためのものとする。

2　施行令第六条の七第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、遊戯具、家具及び防犯設備（事業所内保育施設（法第十三条の三第一項に規定する事業所内保育施設をいう。次項及び第四項において同じ。）を利用する児童福祉法第四条第一項第一号に掲げる乳児及び幼児が犯罪により被害を受けることを防止し、その安全を確保するために設置される器具及び備品をいう。）とする。

3　法第十三条の三第一項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設における同項に規定する保育事業の運営費につき交付を受ける子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金とする。

4　施行令第六条の七第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第十三条の三第一項の規定の適用を受けようとする個人が同項の新設又は増設に係る事業所内保育施設とともに同項に規定する幼児遊戯用構築物等の取得又は製作若しくは建設をすること及び当該個人が当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成金の交付を受けることが確認できる書類とする。

第九条の三第一項中「及び第四号」を削る。

第九条の六第二項中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条の二第六項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類は、所得税法施行規則第五十八条第一項に規定する仕訳帳及び総勘定元帳とする。

3　法第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件を満たすものとして同項の規定により同条第三項の規定の適用を受けようとする個人（次項において「電子帳簿保存適用個人」という。）は、その年における前項に規定する帳簿書類につき、同号の承認を受けて、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。次項において「電子帳簿保存法施行規則」という。）第三条第一項又は第四条第一項の定めるところに従つて、当該帳簿書類に係る電磁的記録（法第二十五条の二第四項第一号に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び次項において同じ。）の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。次項において同じ。）による保存をしなければならない。

4　電子帳簿保存適用個人が、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項の承認を受け、かつ、同法第五条第三項の承認を受けている場合において、電子帳簿保存法施行規則第四条第四項において準用する同条第一項の定めるところに従つて当該承認を受けた第二項に規定する帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つているときは、当該保存をもつて、前項の規定による当該帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

5　法第二十五条の二第四項第二号に掲げる要件を満たすものとして同項の規定により同条第三項の規定の適用を受けようとする個人は、その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、同号に規定する確定申告書に記載すべき事項及び第一項の帳簿書類に基づき作成された所得税法施行規則第六十五条第一項各号に掲げる書類に記載すべき事項に係る情報を国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第一項の定めるところに従つて送信しなければならない。

第十一条の三第一項第三号イ中「その氏名、住所又は個人番号の変更をした」を「次に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、「及び個人番号」の下に「(1)に掲げる場合にあつては、その旨並びに変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所」を加え、同号イに次のように加える。

(1)　当該権利者又は承継特例適用者の氏名又は住所の変更をした場合

(2)　当該権利者又は承継特例適用者の個人番号の変更をした場合

第十四条第五項第三号イ中「電気事業法」の下に「（昭和三十九年法律第百七十号）」を加え、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、「昭和三十一年法律第七十一号」を「昭和三十一年法律第七十九号」に改める。

第十八条第一項中「第二十二条の九第一項第一号」を「第二十二条の九第一項」に、「同号」を「同項」に、「内にある」を「として定められている区域内にある同項に規定する」に、「耕作」を「耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」に、「溜池」を「ため池」に改め、同条第四項第四号中「第二十二条の九第一項第一号の場合　同号」を「第二十二条の九第一項の場合　同項に規定する農用地区域として定められている区域内にある同項」に、「、開発して農地とすることが適当な土地若しくは」を「（イにおいて「農用地区域内農地等」という。）、同項に規定する開発して農地とすることが適当な土地若しくは同項に規定する」に、